

○戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付要綱

令和5年3月29日

市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内中学生の防災士資格の取得を支援するため、当該市内中学生の保護者に対し、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内中学生 市内の中学校に通学する生徒及び市内に在住する中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部等を含む。）の生徒をいう。

(2) 防災士 「自助」、「共助」及び「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

(3) 防災士研修センター等 防災士機構が認定した研修機関であって、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内中学生の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 防災士研修センター等が実施する講座の受講料

(2) 防災士資格取得試験受験料

(3) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額を限度とする。

2 補助金の交付は、市内中学生 1 人につき 1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、講座の受講前に戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付申請書（第 1 号様式）に防災士資格を取得しようとする市内中学生の生徒手帳の氏名、身分等を確認できる部分の写しその他市内中学生であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたときは、講座の受講後に提出することができる。

（補助金の交付決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不適当と認めたときは、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 申請者は、講座の受講を中止しようとするときは、速やかに、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金申請取下書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金実績報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災士資格取得試験合格通知若しくは不合格通知の写し又は防災士認証状の写し

(2) 第 4 条に規定する補助対象経費の支払を証明する書類

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、防災士資格取得試験の受験が困難であると市長が認めたときは、交付決定者は、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

（補助金の確定）

第 10 条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めたときは、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金確定通知書（第 6 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

る。

（補助金の請求）

第 11 条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 12 条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（防災士認証登録）

第 13 条 交付決定者は、当該交付決定に係る市内中学生が防災士資格取得試験に合格したときは、速やかに特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認証登録を受け、防災士認証状の写しを提出しなければならない。

（補助金の交付を受けた者及び防災士資格取得者の心得）

第 14 条 補助金の交付を受けた者及び当該交付に係る防災士資格取得者は、市が実施する防災に関する施策に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

第 1 号様式(第 6 条関係)

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の
とおり申請します。

補 助 年 度	
補 助 金 申 請 額	円
防災士資格を取得しようとする市内中学生の氏名	
添 付 書 類	防災士資格を取得しようとする市内中学生の生徒手帳の氏名、身分等を確認できる部分の写しその他市内中学生であることを証する書類

第 2 号様式(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付につきましては、次のとおり決定したので、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

補 助 年 度		交 付 番 号	
補 助 対 象 費 用	円(税込)		
交 付 決 定 額	円		
交 付 条 件	1 補助年度内に講座の受講ができなくなったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 2 講座を受講したときは、速やかに戸田市中学生防災士資格取得支援実績報告書を提出すること。		

第 3 号様式(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付につきましては、次のとおり不交付としましたので、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

補 助 年 度	
不交付とした理由	

第 4 号様式(第 8 条関係)

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金申請取下書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた戸田市中学生防災士資格取得支援補助金については、下記の理由により交付申請を取り下げます。

補 助 年 度		交 付 番 号	
交 付 決 定 額	円		
取 下 げ 理 由			

第 5 号様式(第 9 条関係)

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者
住 所
氏 名

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次の
とおり報告します。

補 助 年 度		交 付 番 号	
交付決定年月日	年 月 日		
交付決定通知額	円		
補 助 対 象 費 用	円(税込)		
添 付 書 類	1 防災士資格取得試験合格通知若しくは不合格通知の 写し又は防災士認証状の写し 2 補助対象経費の支払を証明する書類		

第 6 号様式(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

補 助 年 度		交 付 番 号	
交付決定年月日	年 月 日		
交付決定通知額	円		
補助対象費用	円(税込)		
交 付 確 定 額	円		

第 7 号様式(第 11 条関係)

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金請求書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者
住 所
氏 名

戸田市中学生防災士資格取得支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度		交 付 番 号	
交付決定通知額	円		
交 付 確 定 額	円		
補助金既交付額	年	月	日 交付 円
今回交付請求額	円		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	戸田市中学生防災士資格取得支援補助金確定(交付決定)通知書の写し		

- 第 1 号様式 (第 6 条関係)
- 第 2 号様式 (第 7 条関係)
- 第 3 号様式 (第 7 条関係)
- 第 4 号様式 (第 8 条関係)
- 第 5 号様式 (第 9 条関係)
- 第 6 号様式 (第 1 0 条関係)
- 第 7 号様式 (第 1 1 条関係)